

## 東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助に係る東久留米市基準

### (目的)

第1 この基準は、東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱（26 都市住民第 1714 号）第 5 第 1 項第 1 号アの規定に基づき、市が事業者を求める基準（以下「市基準」という）について定めることを目的とする。

### (市基準)

第2 市基準は、次の各号に定めるとおりとする。

#### (1) 近隣への配慮

ア 住宅の建設前に、建築に係る計画や事業内容などに関し、周辺住民へ丁寧な説明を十分に行うこと。

イ 地域コミュニティの形成に積極的に取り組み、将来に渡って良好な関係を維持するよう努めること（例えば、地域住民が利用できる一定面積の「交流スペース」の設置など）。

ウ 自治会・町内会への加入等の案内や会が行う防災訓練などの地域活動のほか、ごみと資源物の出し方などに関して、入居者へ周知すること。

#### (2) 事業について

ア 事業の管理および継続の期間は、原則 10 年以上とすること。

イ 住所地特例の対象となるもの（特定施設入居者生活介護の指定を受けたものを除く）に限るものとする。

ウ 地域密着型サービス事業所を併設する場合は、東久留米市に事前相談を行うこと。  
なお、市の介護保険事業計画に整備予定が無い、あるいは、公募に参加したが選定されなかった場合には、地域密着型サービス事業所の設置を認めないものとする。

#### (3) 入居者の地元優先

ア 入居者の地元割り当てを 5 割以上とすること。

イ 入居者については、東久留米市内に引き続き 3 年以上住所（住民登録）を有していること。ただし、入居者募集開始後 3 カ月以上空き室がある場合は、この限りではない。

ウ 事業者は、事業の開始後、定期的に入居情報を市へ報告すること。

#### (4) 供給戸数

東京都サービス付き高齢者向け住宅の補助（以下「都サ高住補助」という）対象戸数の確保から、1 棟あたりの住戸数を 5 戸以上確保すること。

#### (5) 住宅の内部設備

住宅の内部設備については、浴室・給湯・厨房・トイレ設備・ガス漏れ警報機・緊急通報装置の設置（「高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針（平成 13 年国土交通省告示第 1299 号）」に準拠）のほか、消防法上、スプリンクラーの設置

義務が無い場合でも、入居者の安全確保から居室へ設置することが望ましい。

(6) 法令遵守

住宅の建設にあたっては、建築基準法、消防法、都市計画法などの法令のほか、東久留米市宅地開発等に関する条例等を遵守すること。

(7) 関係部署による協議調整

市は、都サ高住補助に係る市基準に関する照合依頼を都から受け、都に対して回答書を作成する際には、必要に応じて、市の関係部署（福祉総務課・介護福祉課・都市計画課）で協議調整するものとする。

(雑則)

第3 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この基準は、平成27年9月14日から施行する。